

輪島市監査公表第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年1月24日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月25日（木） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から10月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○会計課の業務は、輪島病院での不適切な支出問題発覚以来、大変困難な状況を克服し、これまで以上に厳しく日々の職務に励まれていることが認められる。各課から提出される契約関係書類及び簿冊や帳簿について、契約手法や必要事項の記入漏れや記入誤り、確認印漏れ等がないように一層適正な事務処理に努められるとともに確認方法を確立されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月25日（木） 選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から10月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○選挙において投票率を上げる等啓発は大切なことである。県内の自治体と情報を交換し、啓発の効果を上げたり、それに係る費用の節減に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年11月25日（木） 農林水産課、門前総合支所農林水産課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から10月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農林水産課の業務は、農林水産業の振興、農地や漁港の整備及び災害の復旧事業等多岐にわたっている。入札及び契約に係る事務については、従来と比べると複雑となってきているが、適正な事務処理を常に心掛けられたい。発注にあたっては、随意契約はあくまでも例外的な契約方式であることから、入札による契約の検討を積極的にされ、また、継続となる契約についても更新時等にその業務内容を見直し、精査されたい。

○地域バイオマス利活用交付金事業は、アンケート等を実施し輪島市バイオマスタウン構想を策定するという説明を受けたが、国家の戦略であり大いなる期待を持ち今年度の計画認定に向け前進していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業分担金（過年度分）の納入に関しては、相当な努力をされて取り組んでいるとの説明を受けたが、対象者は今後ますます高齢となり困難を極めることとなる。きちんとした納入計画に基づき、相続者の協力を得て毎月の納入に繋がっていくようにしていただきたい。

また、高齢者等肉用牛飼育貸付金元利についても同様に、収入未済額が減少するようお願いする。

②補助金の執行について

各種補助事業については、最終的には補助金がなくても自立出来るように応援し、新たに支援を求める事業に対しては、その申請を精査することが重要である。また、実績報告書は、最後まで責任を持って内容確認することを徹底していただきたい。

③職員の時間外勤務について

職員の勤務状況については、一部職員に時間外勤務の増加や偏りのないよう、課内の職務分担や応援体制を整え、職員間の均衡を保つように検討をお願いする。